

自動車事故費用共済約款の一部変更のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件でございますが、自動車事故費用共済における共済金支払を迅速化するため、令和5年10月1日より約款の一部改定を実施します。

下記に変更事項の概要をご説明申し上げますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬具

改定の概要

自動車事故費用共済普通共済約款

- ・新車両事故共済金特約

第1条（用語の定義）

【改定前】

	用語	定義
ち	直接損害	被共済自動車の車両に直接生じた損害(注)で被共済自動車の修理又はこれに代わる費用が発生した場合をいいます。 <u>(注) 被共済自動車の破損、汚損など</u>

【改定後】

	用語	定義
ち	直接損害	被共済自動車の車両に直接生じた損害 <u>(被共済自動車の破損、汚損など)</u> 削除

第9条（共済金の請求）

【改定前】

<p>(2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までに掲げる書類又は証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。</p> <p>① 所定の請求書</p> <p>② 公の機関の交通事故証明書</p> <p>③ 写真（登録番号が確認できるもの及び破損箇所が確認できるもの）</p> <p>④ <u>修理見積書又は修理の明細が確認できる書類</u></p> <p>⑤ <u>修理業者等の領収書又は修理したことが確認できる書類</u></p> <p>⑥ その他当組合が次条に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類又は証拠として当組合が定めたもの</p>

【改定後】

<p>(2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から④までに掲げる書類又は証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。</p> <p>① 所定の請求書</p> <p>② 公の機関の交通事故証明書</p> <p>③ 写真（登録番号が確認できるもの及び破損箇所が確認できるもの）</p> <p>④ <u>損害箇所と損害額</u>が確認できる書類</p> <p>⑤ 削除</p> <p>⑥ その他当組合が次条に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類又は証拠として当組合が定めたもの</p>
--

約款の一部変更について概要をご説明申し上げましたが、同封の約款又はWEB約款にてご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点につきましてはお手数ではございますが、取り扱い代理所または当組合までお問合せください。